

平成30年度

厚保中学校いじめ防止

基本方針

美祢市立厚保中学校

平成30年度 厚保中学校いじめ防止基本方針

美祢市立厚保中学校

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本校におけるいじめの防止等についての基本的な考え方や対策等を定めるとともに、それらを推進するための体制について定めるものである。

1 美祢市いじめ根絶宣言

美祢市のすべての小・中学校では、いじめの根絶に向けて全力で取り組むことを宣言し、取り組んでいる。

- 学校は、すべての児童・生徒が「将来の夢の実現に向けて学ぶ」ことのできる安全で安心できる場を提供します。
- 学校は、児童・生徒としっかり向き合い、一人ひとりを大切にした教育を行います。
- 学校は、すべての教育活動を通じ、人権尊重の精神に基づいて、「いのちの大切さ」、「人としての生き方」を指導し、児童・生徒の豊かな心を育成します。
- 学校は、すべての教職員が一丸となって、児童・生徒の信頼に応えるとともに、いじめは絶対に見逃しません。
- 学校は、家庭、地域、外部の専門家や関係機関と連携し、いじめの根絶を図るとともに、児童・生徒の命を守るために全力を尽くします。

2 いじめとは、

いじめとは、「一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」であり、決して許されない人権侵害行為である。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識をもつ。

具体的ないじめの態様

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ いじられる
- ◇ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる子どもがいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている生徒が孤立していることが多く見受けられる。

いじめを受けている生徒から見れば、周りではやしたてる生徒（観衆）も見えぬふりをする生徒（傍観者）も「いじめている人」に見えるものである。

こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、傍観することなく仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成するとともに、生徒たち全員がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにする。

<いじめの四層構造>

いじめられている者（被害者）		
いじめている者（加害者）		
周りではやしたてる者（観衆）		
見て見ぬふりをする者（傍観者）		

3 いじめの未然防止

いじめは人権問題であるとの認識をもち、未然防止の観点から、家庭や地域、関係機関と連携・協働し、すべての生徒を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが必要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、地域全体に認識を広め、家庭、地域と一体となった取組を推進するための普及啓発を行う

大人は、「いじめられる側にも原因がある」、「そこまで傷つけるつもりはなかった」、「自分は直接いじめていないので関係ない」といった意見を明確に否定する。

(1) 学校において

いじめ問題を根本的に解消するためには、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切であり、「豊かな心を育む教育の推進」を全教職員で実践していく。そのために、日常から教職員間で生徒の様子について自由に話し合えるような人間関係を構築していく。

学級や学校が、すべての生徒たちにとって、安全に過ごせる居場所になるようにしていくとともに、教師と生徒、生徒同士の絆づくりを進めていく。

また、校内研修等で「ヒヤリ」「ハッ」とした事例を、蓄積・公開・共有することで、教職員の危機意識を高め、未然防止に努める。

①豊かな心を育む教育の推進

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して児童生徒が「心を開き、心を磨き、心を伝え合う」ことができる道徳教育を充実させる。

規範意識の情勢に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃活動や福祉体験学習等、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組の充実を図る。



<本校での取組>

- 道徳教育の推進（年間35時間全授業公開）
- 一人一人が主人公（活躍できる場面の確保）
- SCを交えた年度はじめ「いじめ防止対策会議」の実施
 - ・ 生徒理解、情報交換
 - ・ 共通実践事項の確認

②「絆」と「居場所」のある学級・学校づくりに向けて

《学級・学校づくりの視点》

- ① 多様な考え、多彩な方向性を肯定的に生かし、伸ばす。
- ② 対立や衝突を、支え合いの始まり、相互理解の第一歩へとつなげる。
- ③ 共に学び、共に創り出す喜びや感動を味わわせる。

《具体的な取組内容》

- ① 一人一役等、個やグループの役割を明確にする。
- ② よりよい人間関係づくりに向けた学級独自の活動を発想させる。
- ③ 考えや願いを表現できる場やスペース（掲示板）を確保し、生徒の成長や学級の足跡を可視化できるようにする。

《日常のかかわり方》

- ① 生徒に関心に向け、言動の背景に目を向ける。
- ② 競争原理から協力原理に変える。
- ③ 人として守るべきことは繰り返し教える。

(2) 家庭・地域において

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導をより適切に行うために、地域を含めた家庭との連携を強化する。

そのために、育友会、あつまロンネットや学校運営協議会と連携・協働して、いじめの問題も含めた子どもの現状について共通理解に立ち、取り組むように努める。

(3) 関係機関との連携

いじめの問題の対応においては、関係の生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関との速やかで適切な連携が必要である。

日頃から、学校と市教委、関係機関の担当者間での情報交換やケース会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

4 早期発見・早期対応

いじめは、四層構造にも示されているように、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、生徒の些細な変容について、関わるすべての大人が生徒の状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知する。

(1) 学校において

生徒と向き合う時間を大切にし、生徒の実態をきめ細かく把握する。

◇ 「朝の会」こそ、生徒理解の第一歩！

生徒の「表情・態度・言葉・行動」から小さな変化も見逃さない。

◇ 朝の職員会議で情報を出し合い、共通理解を図る。

全教職員が情報を共有し、共通理解したうえで指導を行う。

◇ 授業間や昼休みにも積極的なふれあい、全教職員による生徒の観察を！

休み時間に日頃見えない生徒の「人間関係」が見えることもある。

◇ すべての生徒が笑顔で下校を！

教職員の情報交換を密にし、気がかりな生徒はその日のうちに対応する。

◇ 生徒との教育相談の時間を確保する。

週一回（金曜日）「振り返りアンケート」を実施し、気になる回答をした生徒にはその日のうちに教育相談を実施する。

学期に1回、担任による全校生徒対象の定期教育相談を実施する。

スクールカウンセラー（SC）来校日を周知し、希望者には相談ができる体制をつくる。

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行う。また、家庭や市教委への連絡・相談等、事案に応じて関係機関と連携する。

いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行う。また、解決後もきめ細かく見守りを行うなど継続した支援を行う。

このため、いじめへの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行えるよう、教職員研修の充実や組織的な対応のための体制を整備する。

(2) 家庭・地域において

生徒の小さな変化など心配な点について、学校と連絡を密にし、学校と協力していじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。

◇ 「子ども見守りアンケート（保護者用アンケート）年3回実施」を

活用し、学校だけでなく、保護者の目を見た家庭での生徒の様子を情報として得る。

- ◇ 地域での生徒の様子で気になることがあれば、学校へ情報提供する。いじめ問題に関する情報を学校・家庭・地域で共有し、未然防止についての対策を協議する。また、いじめに関する課題が生じた場合にも、地域全体で取り組むべきことを協議し、早期解決をめざす。

(学校運営協議会年6回開催)

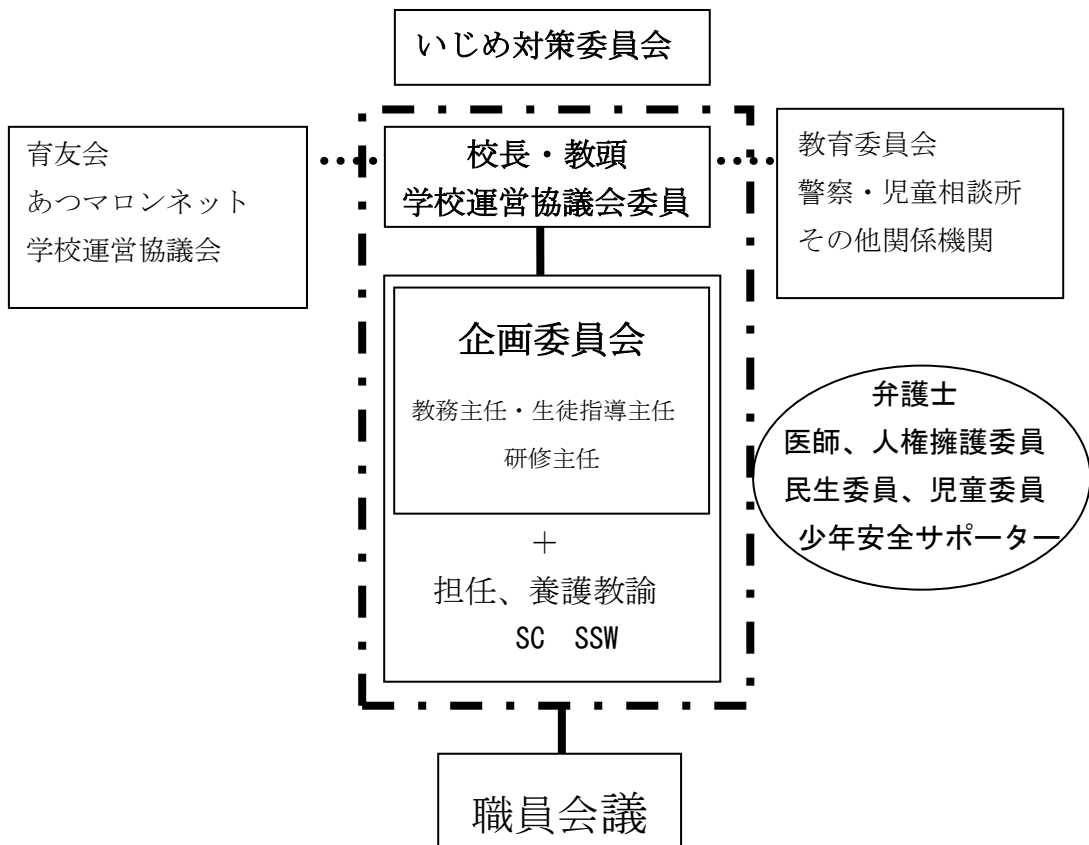
(3) 関係機関との連携

教育相談の実施にあたり、「美祢市いじめ110番（ヤングテレフォン美祢）」や法務局の「子どもの人権110番」、やまぐち総合教育支援センターの「いじめ110番」などの学校以外の相談窓口を、生徒・保護者へ適切に周知する。

警察やネットアドバイザー等の専門家を活用した教職員研修や生徒及び保護者対象の「情報モラル研修会」を実施する。

5 組織 ～校内いじめ対策委員会～

(1) 校内指導体制におけるいじめ対策委員会の位置づけ



(2) 構成員

校長、教頭、学校運営協議会、企画委員

養護教諭 (SC 担当・教育相談)、関係生徒の担任

スクールカウンセラー (SC) スクールソーシャルワーカー (SSW)

(3) 具体的な役割

当該委員会は、各校の組織的ないじめ対策の中核として、学校基本方針に基づくいじめの防止等に係る未然防止、早期発見・早期対応の各取組をより実効的に行うとともに、学校評価等を活用して、P D C Aサイクルによる検証を行い、恒常的に改善を図ることとする。

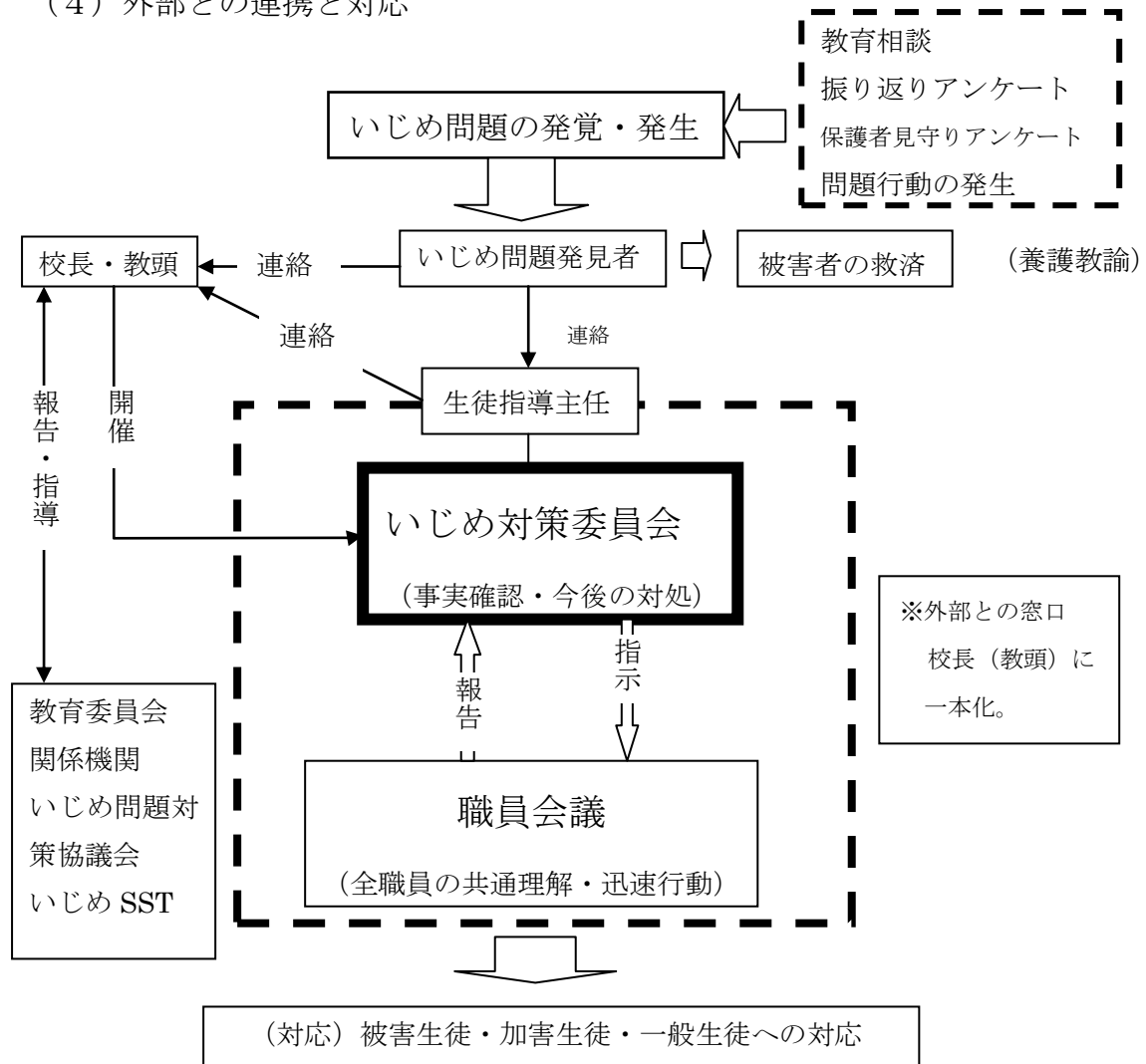
◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核としての役割

◇ いじめの相談・通報の窓口としての役割

◇ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 外部との連携と対応



<事後処理>

- ・再発防止のための教職員の共通理解
- ・関係生徒への指導
- ・教育委員会への経過報告・事後報告
- ・関係生徒の保護者との連携

外部からの電話対応 (事故連絡、問題行動連絡、苦情連絡、生徒呼び出しなど)

- ・電話の趣旨をよく聞き、メモをとり、確認をする。
- ・相手の名前・住所・電話番号を正確に聞いた上で電話を切る。
(再度、こちらから確認ができるように)
- ・生徒の呼び出しや、情報提供などは安易に応じない。
- ・対応は、確認や協議したうえで、即答を避ける。
- ・相手に失礼のないよう、留意する。(特に苦情、情報提供)
- ・校長・教頭・生徒指導主任に直ちに連絡する。
- ・返事を要するものは、できるだけ早く返事をする。

6 重大事態の対応

(1) 重大事態とは、

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ◇ 生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

「相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは

- ◇ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、市教委又は学校の判断で重大事態と認識する。

(2) 報告

学校は当該事案が重大事態であると判断したときには、市教委を通じて市長へ、速やかに事態発生について報告する。

(3) 調査

調査の主体の決定

市教委は、事態の重大性や特性、それまでの経緯、いじめられた生徒・保護者の訴え、学校の実情などを踏まえ、学校を主体とした委員会で行うか、市教委において第三者を主体とした委員会で行うかを判断し、決定後は速やかに調査を実施する。

調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校等が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

調査の組織

学校が調査主体である場合は、いじめ対策委員会を中核として、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。なお、市教委が調査の主体である場合は、美祢市いじめ調査委員会設置要綱により、早急に調査委員会を開催する。

調査結果の報告及び提供

いじめられた児童生徒・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。その際、いたずらに個人情報保護を盾に説明等を怠ることがあってはならない。調査結果については、市教委を通じて市長へ、速やかに報告を行うものとする。

調査結果の説明を踏まえて、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、学校は、いじめられた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときには、第三者組織を設置し、調査の結果について調査（以下、再調査という。）を行うこととする。再調査の進捗状況等及び結果については、いじめられた生徒・保護者に対して適切に情報を提供することとする。

市長及び市教委は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、学校の当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	職員会議（生徒理解）（①・②・③） 新入生歓迎会（①） 家庭訪問（②） 小中合同研修会（①） 育友会総会（①） 学校運営協議会（④）	
5	研究授業（①・②） 小中授業件（①・②）	
6	定期教育相談（①・②・③） 研究授業（①・②） 生徒総会（①）	

6	人権教育参観日・熟議 (①) 学校運営協議会 (④)	
7	情報モラル研修会 (①) 保護者アンケート (①・②・③) 保護者懇談会 (④)	
8	小中合同研修会 (①) いじめ対策委員会 (①・②・③・④) 学校運営協議会 (④)	
9	運動会 (①) 研究授業 (①・②) 小中授業研 (①・②)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) 親子健康づくりの日 (①・④) いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④) 研究授業 (①・②) あつ文化祭 (①)	
11	定期教育相談 研究授業 小中授業研 学校運営協議会	
12	研究授業 保護者アンケート 保護者懇談会	
1	研究授業 小中授業研 入学説明会	
2	小中合同研修会 学年懇談会 定期教育相談 学校運営協議会	
3	保護者アンケート 入学生徒引き継ぎ	
通年	朝のあいさつ運動 (火・木・1日・15日) 週1回生徒アンケート 相互授業参観	

*いじめ未然防止に関すること・・・①

いじめ早期発見に関すること・・・②

いじめの早期対応に関すること・・・③

いじめ防止に関する家庭、地域、関係機関等の連携に関すること・・・④

資料 1

いじめの重大事態に係る聞き取り調査票

美祢市立〇〇学校

①	聞き取り日時	平成 年 月 日 ()
②	被害児童・生徒名	
③	聞き取り対象児童・生徒名	
④	聞き取り実施者名	

被害児童・生徒に係るいじめについて () 知っ () 知っていない

ケース 1

	確 認 事 項	具 体 的 事 実
⑤	発生日時	平成 年 月 日 ()
⑥	発生場所	
⑦	加害児童・生徒	年 組 氏 名 (男・女)
		集団の場合 (氏名を連記)
⑧	内容・状況 ・きっかけ ・具体的状況 ・継続の有無 (継続期間) ・その後の状況	

※ 本調査票を活用し、質問項目を統一すると共に、聞き取り内容に食い違いがあった場合には、徹底した再調査を行う。

※ 本調査票は5年間保存する。

市教委への報告様式

〇〇〇〇 第
号
平成〇〇年（〇〇年）〇月〇
日

美祢市教育委員会
教育長 〇〇 〇〇 様

美祢市立〇〇学校
校長 〇〇〇〇

印

いじめ事案調査報告書

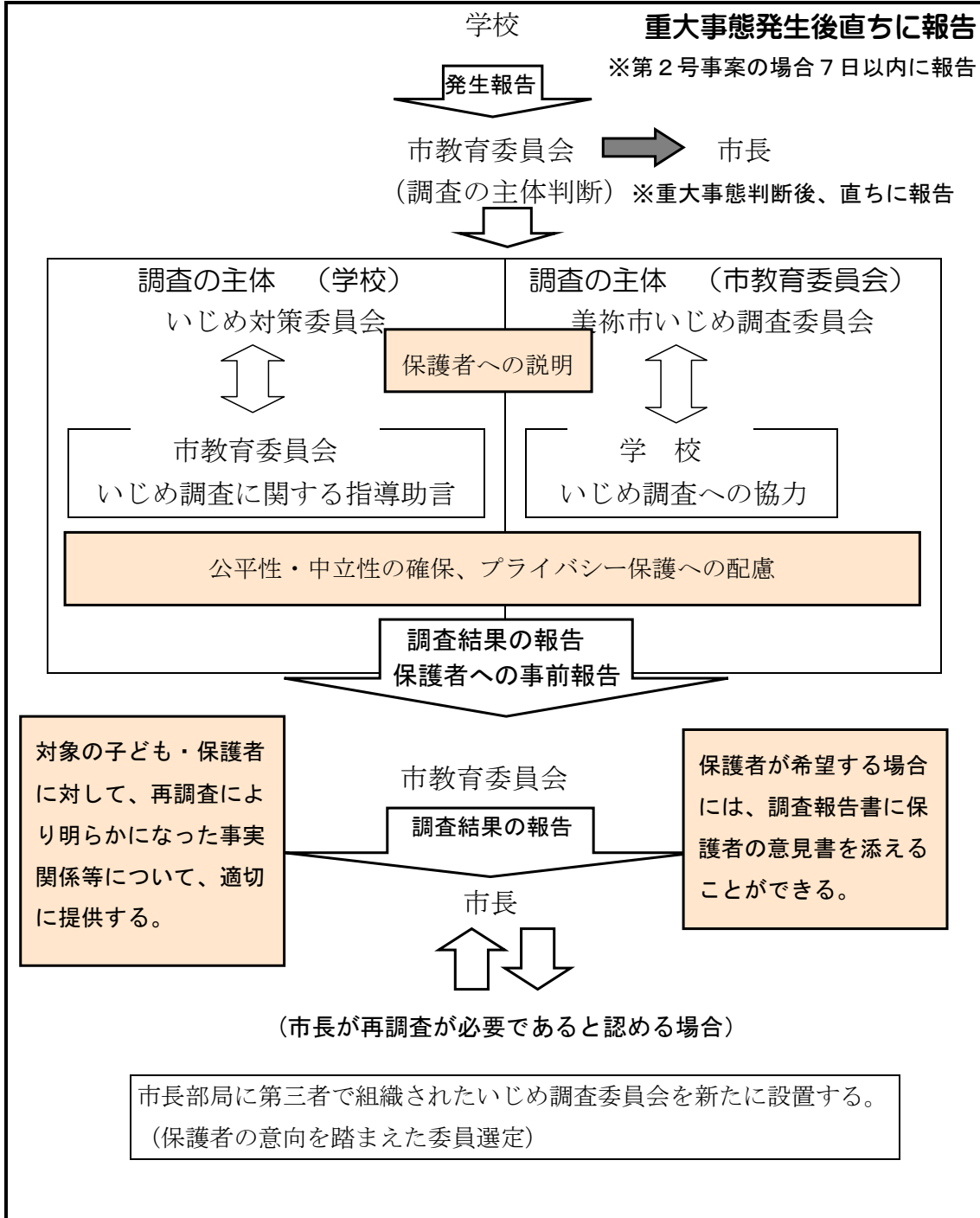
- 1 (被害者) 学年・氏名 (性別) ・保護者氏名
- 2 (加害者)
- 3 事案の背景 (集団・人間関係の状況等)
- 4 調査の組織 (調査委員の構成等)
- 5 調査日時・調査方法・場所・対象等 (詳細に記述)
- 6 事実経過
 - (1) 行為A 〇月〇日
 - (2) 行為B △月△日

※ 対象児童生徒・保護者、教職員、関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。

※ 学校の対応や指導についても時系列で記載。
- 7 被害の程度 (欠席期間等)
- 8 いじめの認否
- 9 学校が行った指導措置等
- 10 関係機関が行った指導措置等
- 11 考察、今後の支援内容、再発防止対策等
- 12 その他の参考事項 (保護者の意見等)

※ 報告書は5年間保存する。

重大事態発生



【調査主体の判断】

いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当する重大事態は、調査の主体を学校とし、同法第28条第2項に該当する重大事態は、調査の主体を市教育委員会を目安とする。